

国土利用計画(山梨県計画)―第五次―の概要

第1 県土の利用に関する基本構想

県土の特性

- ・富士山をはじめとした山々、富士五湖等、四季折々の変化に富んだ自然環境と景観を有する。
- ・森林が県土の約8割を占め、首都圏に位置しながら豊かな自然と美しい水に恵まれている。
- ・移住や二地域居住先として人気が高く、リニア中央新幹線等による交流の活発化が期待される。

県土利用をめぐる基本的条件の変化

- ・本格的な人口減少社会の到来による土地需要の減少、県土の管理水準の低下
- ・気候変動による自然環境の悪化や自然生態系の喪失
- ・大規模自然災害に備えた安全・安心に対する県民意識の高まり

県土利用の基本方針

土地の特性に応じた適切な県土利用

- ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約化
- ・低・未利用地の有効利用
- ・荒廃農地の発生防止及び解消 等

自然環境と美しい景観等を 保全・再生・活用する県土利用

- ・自然環境の保全・再生
- ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進
- ・美しい景観の保全等による魅力ある地域づくり 等

安心・安全を実現する県土利用

- ・ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの把握及び周知
- ・ライフライン等の多重性・代替性の確保 等

人口減少・高齢化の進展、財政制約がある中では、以下の考え方が重要

複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・自然と調和した防災・減災の促進等、複合的な効果をもたらす施策の積極的な推進 等

多様な主体による県土管理

- ・地域主体の取り組みの推進と都市住民・民間企業等、多様な主体の参画による県土管理 等

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

利用区分	平成26年	平成38年	構成比	
			平成26年	平成38年
農地	24,470	22,500	5.5	5.0
森林	345,695	345,040	77.4	77.3
原野等	1,971	1,970	0.4	0.4
水面・河川・水路	9,164	9,140	2.1	2.0
道路	11,730	13,070	2.6	2.9
宅地	18,486	19,200	4.1	4.3
住宅地	11,835	12,400	2.7	2.8
工業用地	1,189	1,310	0.3	0.3
その他の宅地	5,462	5,490	1.2	1.2
その他	34,983	35,570	7.8	8.0
計	446,499	446,499	100.0	100.0
市街地	6,000	5,930	1.3	1.3

※目標の数値は、社会経済の状況により、流動的な要素があることを留意する必要があります。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

○土地利用関連法制等の適切な運用

- ・国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用等による適正な土地利用の確保と県土資源の管理 等

○県土の安全性の確保

- ・県土保全施設の整備と維持管理
- ・災害リスクの高い地域の把握、公表 等

○持続可能な県土の管理

- ・都市の集約化、農山村における日常生活に必要な施設の集約化
- ・農地の集積・集約化、持続可能な森林管理 等

○自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・原生的な自然の保全、希少性生物に配慮した土地利用の推進
- ・森・里・川の連環による生態系ネットワークの形成 等

○土地の有効利用の促進

- ・低・未利用地の活用、道路空間の有効利用
- ・工業用地の戦略的かつ総合的な整備 等

○土地利用転換の適正化

- ・人口等の動向、周辺の土地利用の状況等を勘案した土地利用転換の適正化
- ・リニア中央新幹線の駅周辺における環境と調和した土地利用の誘導 等

○県土に関する調査の推進

- ・国土調査等の推進、その総合的利用及び調査結果の普及・啓発 等

○計画の効果的な推進

- ・県土利用の変化等の分析を通じた計画推進上の課題の把握 等

○県土の県民的経営の推進

- ・県や市町村、地域住民、企業等の多様な主体による県土の保全管理活動の促進 等